設　　計　　書

工　　種	農　森　委
委託番号	第　10　号

課長		副参事		森林整備担当		設計担当者　農地森林整備課　森林整備担当 内線（　　） 印

年　　度	令　和　4　年　度	作成年月日	令　和　4　年　7　月　12　日
委託名	市有林間伐業務委託（森林環境保全直接支援事業）	委託概要 市有林保育施業 搬出間伐　31.74 ha 森林作業道　W=3.0m　L=　4,750.00 m	
委託箇所	秋田市太平中関字務沢1-2(林班186/4)ほか		
設計金額			
財源区分	国　補　・　県　補　・　市　単		
契約履行期間	着工から 令和　5 年　2 月　10 日(金) まで	主任監督員（職名）氏　名	(　　)
		監　督　員（職名）氏　名	(　　)

令和4年度市有林間伐業務委託（森林環境保全直接支援事業）箇所図

秋　田　市　管　内　図

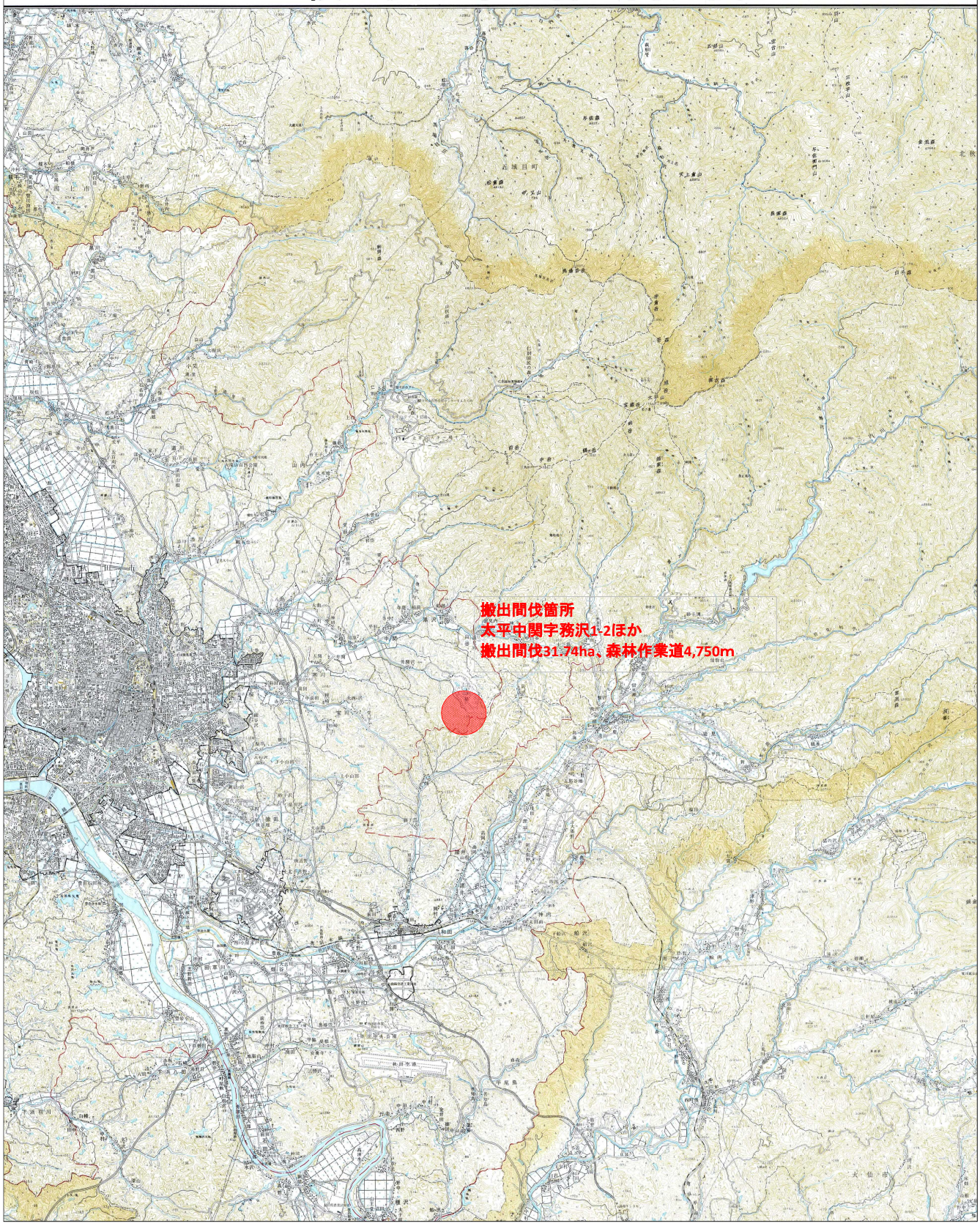

市有林間伐業務委託（森林環境保全直接支援事業）仕様書

第１　総括的事項

１　本仕様書は市有林間伐業務委託（森林環境保全直接支援事業）実施についての一般的なものであり、特別な指示のない限り全てこの仕様書により作業を実施すること。

２　作業実施にあたり、労務者の管理およびその他設備については法令の定めるところに従い、絶対に違反しないこと。また、造林地の保護管理、特に火災の予防には万全の措置を講ずること。

第２　事前協議

作業実施にあたっては、受託者はあらかじめ担当者と協議し、作業の具体的な方法について十分理解したうえで実施すること。

第３　実施方法

１　間伐

（１）　造林木の支障となる雑灌木および特に指示した不良造林木（被圧木、曲がり木、傾斜木、病木、衰弱木、あばれ木、二股木等）は、全て根本より切り伐点を低くするよう注意すること。

（２）　造林木の支障となる蔓茎類（クズ、ヤマブドウ、アケビ、マタタビ等）は、全て地際より切り倒すこと。

（３）　伐採した雑灌木、蔓茎類は、造林木の支障とならないよう除去すること。

（４）　選木された副林木は、全て伐倒すること。

（５）　伐倒にあたっては、努めて残存木に損傷を与えないよう伐倒方向等に留意すること。

（６）　伐倒木は、枝払い、玉切り等を行い「かかり木」のまま放置しないこと。

（７）　本数伐採率は20％以上とする。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20％未満とすることが適切であると判断される場合は10％以上とする。

（８）　保安林は伐採材積率で20％を超えないこと。

（９）　森林経営計画に基づく間伐は、森林法施行規則第３８条第１項第３号に基づき、材積間伐率35％以下で実施するとともに、確認できる資料を整備し提出すること。

(10)　間伐の伐採本数率確認のため、１辺10メートルの正方形(面積100平方メートル)以上の標準地を設定すること。
標準地の設置箇所数は原則として、次のとおりとする。
- 0.1ヘクタール以上　3.0ヘクタール未満　１箇所以上
- 3.0ヘクタール以上　10.0ヘクタール未満　２箇所以上
- 10.0ヘクタール以上　３箇所以上

(11)　間伐に伴う伐採本数率および枝払い・玉切り率が確認できる資料を整備し提出すること。

２　森林作業道

森林作業道の実施については別紙「市有林森林作業道整備事業仕様書」基づき行うこと。

第４　その他

１　造林補助事業のため、業務完了後に施業者の社会保険等の加入等に関する資料を速やかに提出すること。

２　秋田県造林補助金交付申請等事務取扱規程および秋田県造林施業等実施基準を遵守すること。

３　森林施業については森林GPSにより位置確認するとともに、関係者と協議し業務に支障をきたさぬよう配慮すること。

４　本仕様書に定めない事項については、監督員の指示に従うこと。

市有林森林作業道整備事業仕様書

総括的事項

1　この仕様書は市有林森林作業道に関する一般的仕様を示すもので、特別に指示のない限りこの仕様書により事業を実施すること。

2　この仕様書及び設計図書に明示していないもの又は疑義を生じた場合は、監督員に申し出て指示を受けること。

3　受託者及び請負者は、あらかじめ監督員の指示を受け、作業実施の具体的方法について十分熟知のうえ、労務の管理、林地の保全、火災その他の事故防止に万全の措置を講ずること。

伐　開

1　伐開は指示された幅員に応じた必要最小限の幅で行い、刈払い物は原則として谷間に巻立てること。

切土及び盛土

1　切土及び盛土は、切盛均衡（片切片盛）を図りながら、縦断勾配を21％以下とし、原則として、バックホウ等を使用し、次の手順により施工すること。

（1）　施工に先立ち、切取、盛土部分の地山の表土を取り除き、盛土材に混入しないよう谷側に移動させる。

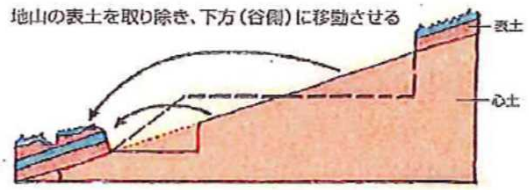

（2）　盛土の滑り出しを防止するため、基礎地盤を掘削、敷均し、転圧等により均平にした上に盛土を行う。

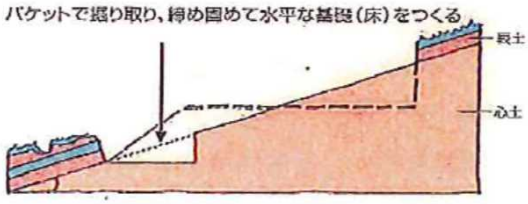

（3）　盛土は、１層当たり30cm以下の層ごとにバケット等により締固めを行う。

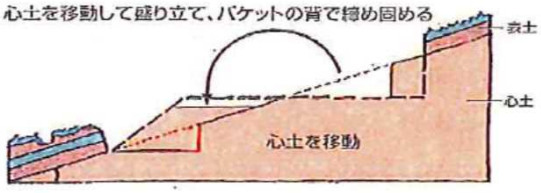

（4）　路面が水平になったら、履帯等により十分に締固めを行う。

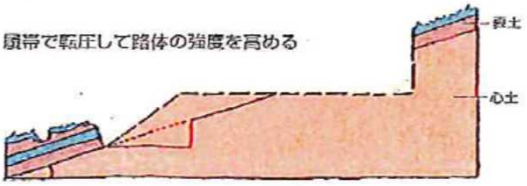

（5）　横断勾配が25度を超える場合には、基礎地盤以外の地山についても１層を30cm程度の階段状の段切りを行い。その上に１層当たり30cm以下の層ごとに盛土し、十分に締固めを行う。

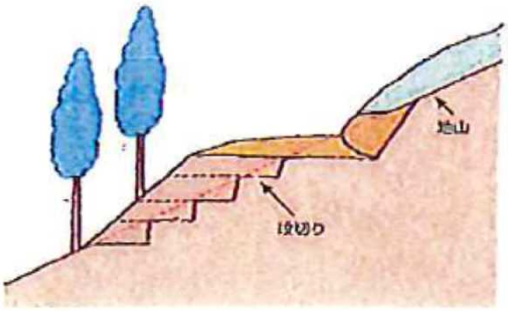

（6）　なお、土質が軟弱な場合には、路面の不同沈下を防止するため、路体を一旦掘削して盛り返し、十分に閉め固めを行う。

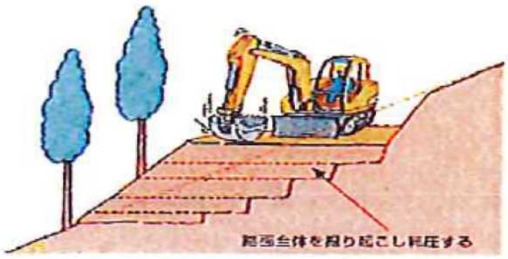

2　切土高は、1.5m程度以下とし、やむを得ない場合でも、原則として３ｍを超えないものとする。

3　切土法勾配は、土砂類で６分、岩石類で３分を標準とし、切土法高が1.2m程度以下の場合は直切りを標準とする。

4　盛土高は、原則として３ｍを超えないものとする。

5　盛土法勾配は、１割を標準とし、盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分を標準とする。

6　切土、盛土法面は、荒仕上げとする。

7　曲線部については、曲線半径を設けないが、林業機械や車輌等が安全に通行できるよう、内輪差や旋回時のふくらみを考慮し、なじみよく取り付けること。

8　縦断勾配が21％を超える場合は、監督員に申し出て指示を受けること。

9　施工中現場から小玉石や岩屑等が発生した場合は、盛土材等に利用するため監督員に申し出て指示を受けること。

10　残土の捨て場所は、流水断面を狭少にし又は不当圧力が加わる場所でないこと。

排水処理等

1　雨水等が路面を長時間又は長区間にわたって滞留、流下することのないよう、林業機械や車輌等の通行に支障のない範囲で、縦断勾配を調整し波形線形とすること。

2　施工中の雨水等の拡散のため及び掘削時等に切土法面から湧水が発生した場合は、誘導側溝及び誘導横断工を適宜設置し、谷側に排出すること。

施工管理

1　出来高管理及び写真管理を行う。

2　写真管理については、起点・終点又は主な工作物等について、工事着手前と工事完了後の状況を撮影記録するとともに、完成後に明視できない箇所の施工状況、施工中の災害状況等の適宜撮影し、施工状況を明らかにすること。

業務委託費内訳表

項　目	工　種	数量	単位	単価	金　額	内訳表番号	摘　要
搬出間伐	間伐Ⅰ(定性)	31.74	ha			明細No.1	
森林作業道	森林作業道(土木)	4,750.00	m			明細No.2	
直接費							
	共通仮設費	1.00	式				搬出間伐の　%以内 森林作業道の　%以内
委託原価							
	現場監督費	1.00	式				委託原価の　%以内
	法定福利費 保険加入平均点数23点以上	1.00	式				委託原価の　%以内
委託価格							万円未満切り捨て
	消費税相当額	1.00	式				委託価格の10%
業務委託費							

明 細 表 一 覧

NO. 1

構造　間伐Ⅰ（定性）
搬出間伐A=31.74ha（30m3/ha）

名 称	規 格	数量	単位	単価	金 額	単価表番号	摘 要
間伐施業区1	伐倒率25%、集材材積30m3/ha、選木工程なし	7.19	ha				単価表No.1
間伐施業区2	伐倒率25%、集材材積30m3/ha、選木工程なし	24.55	ha				単価表No.1
合 計		31.74	ha				

構造　森林作業道（土木）
森林作業道W=3.0m、L=4,750m（路網密度150m/ha）

NO. 2

名 称	規 格	数量	単位	単価	金 額	単価表番号	摘 要
間伐施業区1	W=3.0m、23～29°（25°）	1,070.00	m				単価表No.2
間伐施業区2	W=3.0m、23～29°（25°）	3,680.00	m				単価表No.2
合 計		4,750.00	m				

委託直接費

単 価 表 一 覧

NO. 1

構造　間伐Ⅰ（定性）
伐倒率25%、集材材積30m3/ha、選木工程なし

名 称	規　格	数量	単位	単価	金　額	摘 要
伐倒	伐倒率25%	1.00	ha			標準単価
造材	造材材積30m3/ha	1.00	ha			標準単価
集材	集材材積30m3/ha	1.00	ha			標準単価
合 計		1.00	ha			

構造　森林作業道（土木）
幅員3.0m、地山勾配23～29°（25°）

NO. 2

名 称	規　格	数量	単位	単価	金　額	摘 要
切土・盛土	幅員3.0m、地山勾配23～29°（25°）	1.00	m			標準単価
伐開・除根		1.00	m			標準単価
合 計		1.00	m			

令和４年度市有林間伐業務委託（森林環境保全直接支援事業）箇所明細

No.	所在	林班	小班	枝番	林齢	齢級	森林簿面積	実測面積	森林作業道	施業	区分	備考
1	太平中関字務沢1-2	186	4		60	12	1.12			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区１
2	太平中関字務沢1-2	186	7	1	57	12	3.00			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区１
3	太平中関字務沢1-2	186	8	2	58	12	3.00	7.19	1,070	3　間伐	R4補助事業	間伐施業区１
4	太平中関字務沢1-4	186	9	3	53	11	5.00			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区２
5	太平中関字務沢1-4	186	10	4	48	10	2.95			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区２
6	太平中関字務沢1-4	186	11		49	10	2.00			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区２
7	太平中関字務沢1-4	186	12		47	10	4.84			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区２
8	太平中関字務沢1-4	186	13		46	10	3.96			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区２
9	太平中関字務沢1-4	186	15		48	10	2.00			3　間伐	R4補助事業	間伐施業区２
10	太平中関字務沢1-4	186	16		54	11	3.00	24.55	3,680	3　間伐	R4補助事業	間伐施業区２
計							30.87	31.74	4,750			

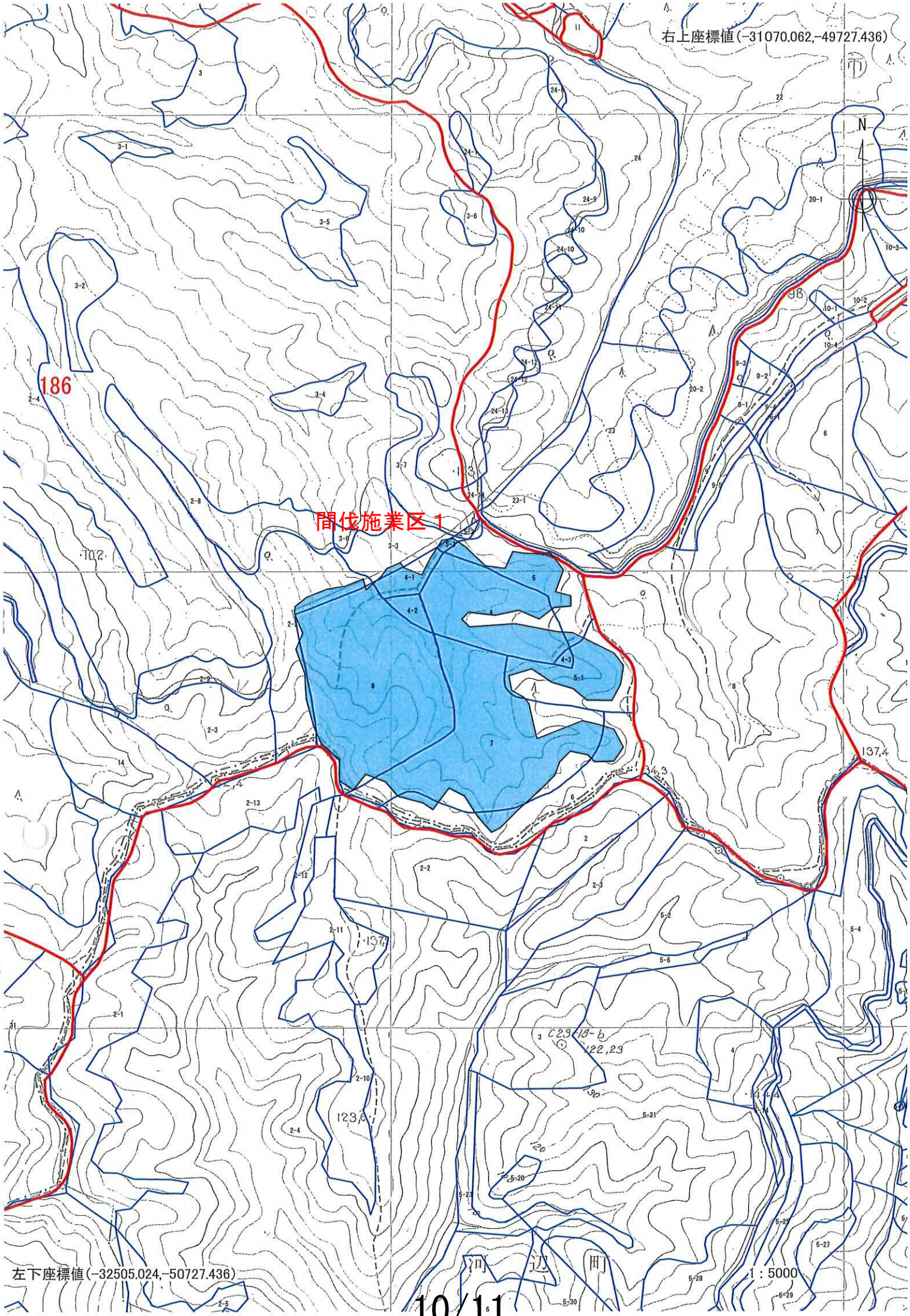
右上座標値(-31070.062,-49727.436)
N
186
間伐施業区１
137.4
123.6
122.23
河 辺 町
左下座標値(-32505.024,-50727.436)
1：5000

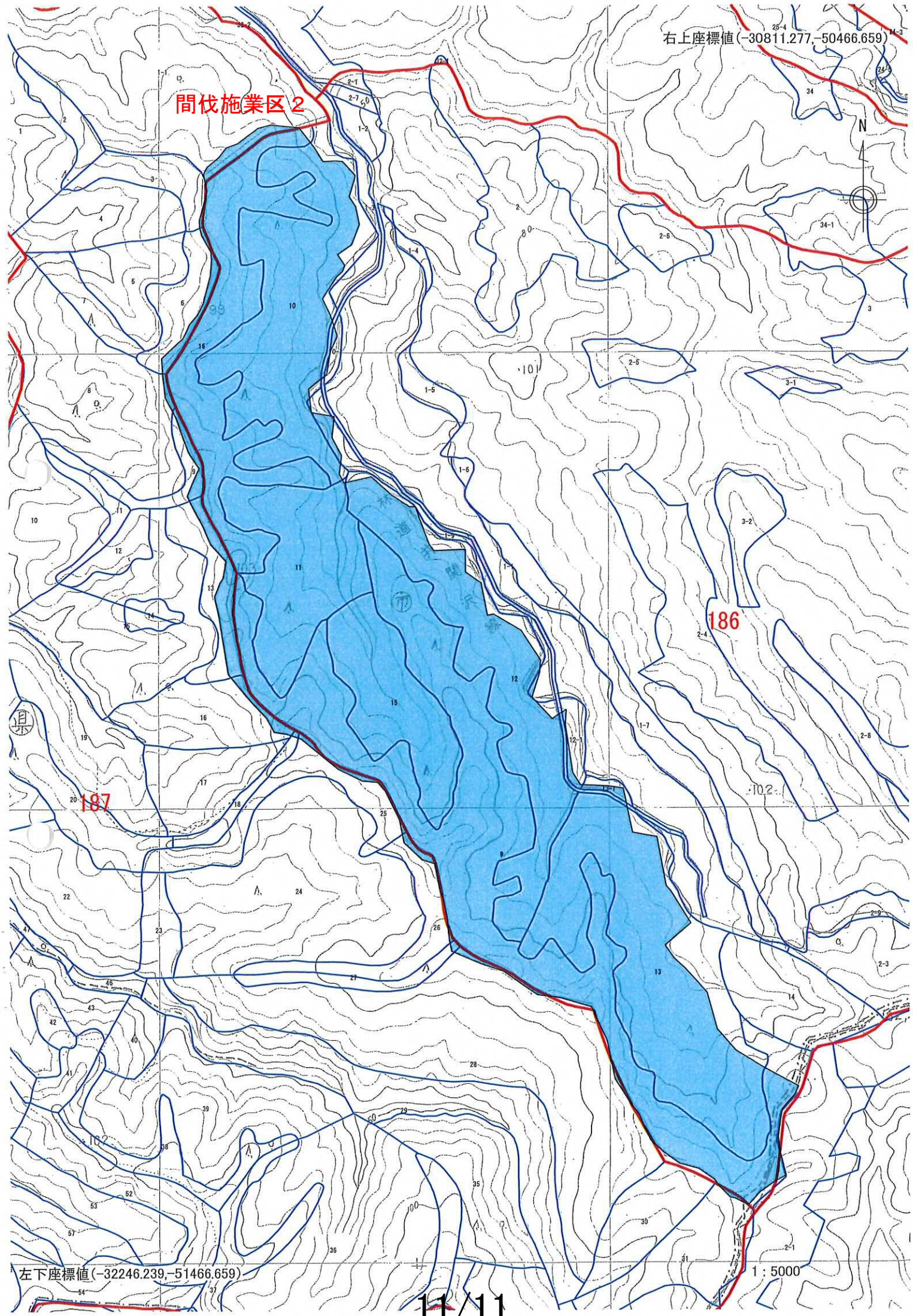
右上座標値(-30811.277,-50466.659)
間伐施業区２
186
187
N
左下座標値(-32246.239,-51466.659)
1：5000